

真如苑

# みやぎの居場所づくり助成

平成28年度募集要項



真如苑

## みやぎの居場所づくり助成

真如苑では宮城県内の地域において支え合いの地盤が醸成され、地域が発展していくお手伝いのできればと考え、「みやぎ居場所づくり助成」を創設しました。

この助成は、福祉活動に関わる継続的な居場所づくりの地域活動を支援・育成することを目的としております。

多くの皆様のご応募をお待ちしております。

### ◆助成の対象となる事業

対象地域：宮城県全域

対象期間：平成28年5月1日から平成29年3月31日までに終了する事業

対象活動：高齢者、障がい者、児童、女性、青年など、その人らしく過ごせるよう、様々な課題を支援するための居場所づくりをする民間団体及びボランティアグループによる活動に助成をします。

イベント型ではなく、継続的に居場所を提供している活動を優先します。

活動の例：シニアサロン、ミニディサービス、発達障がい児の療育支援、子どもの健全育成、子ども食堂、フリースクール、困難を抱える女性の支援、フリースペースなど

対象外の活動：政治または宗教布教を目的とする活動及びそれらの活動と連動性、一体性を持つ活動は対象としません。

### ◆助成の対象となる団体

宮城県内で活動し、概ね1年以上の活動実績がある民間団体。法人格の有無は問いませんが、組織や事業の運営についての重要事項が定められており、活動を実施するための体制が整っていると認められ、非営利及び公益的な活動をする市民活動団体や概ね5人以上で構成するボランティアグループ、NPO 法人等を対象とします。

### ◆助成基準

助成額は原則として1件あたり30万円を上限に、10万円を下限とする。総額は150万円とします。

同一事業に、他に公的な補助を受けている場合や他の機関の助成を受けている場合でも、その事業の必要性によって助成の対象となりますが、助成申請の際、他機関からの助成の有無を明記してください。

単年度、同一団体・同一グループへの助成事業は一事業とします。

#### ◆助成金の額

1件あたり30万円を上限、10万円を下限とし、助成金総額は150万円です。

#### ◆助成の期間

平成28年5月1日～平成29年3月31日

#### ◆応募の方法

応募締切日までに、応募書類一式を下記の事務局あてに送付してください。  
提出された書類はお返しできませんので、提出前に必ずコピーを取ってください。

- ・ 助成金申請書（URL：<http://www.ibasyo-josei.jp/>よりダウンロード）
- ・ 団体情報（URL：<http://www.ibasyo-josei.jp/>よりダウンロード）
- ・ 定款または規約・会則の写し
- ・ 団体の活動の活動内容を表すパンフレットまたはニュースレター
- ・ 前年度事業報告及び決算書類、または総会資料

#### ◆書類送付先・問合せ

真如苑 みやぎの居場所づくり助成事務局  
認定 NPO 法人杜の伝言板ゆるる  
〒983-0852  
宮城県仙台市宮城野区榴岡 3-11-6 コーポラス島田 B6  
Tel : 022-791-9323 Fax : 022-791-9327  
E-mail:koubo-miyagi@ibasyo-josei.jp  
URL : <http://www.ibasyo-josei.jp/>

#### ◆応募締切

平成28年5月15日(日)消印有効

#### ◆助成申請書記入の留意点

##### ・助成を申請する事業名について

事業名は、分かりやすい表題をつけてください。

「他機関からの助成の有無」は、同じ事業を複数の助成機関に申請した場合による重複を防ぐためです。ただし、費用を多く必要とする活動で、計画的にいくつかの機関からの助成で実施する場合は対象とします。他の助成機関名と助成額を記入してください。

・助成の対象とならない経費

団体の運営に関わる人件費及び交通費、飲食に関する経費は助成の対象から除外します。

◆審査基準

- ・営利を目的とせず、市民の自主的・主体的に行われている活動で、社会性の高いもの。
- ・市民のネットワークづくりを促進するもの。
- ・市民の福祉に関する意識向上に役立つもの。
- ・助成金の必要性が高いもの。

◆助成の決定

応募された助成申請について助成審査委員会で審査を行い、結果は文書で通知します。審査の際、必要がある場合はさらに詳しい書類の提出をお願いすることや電話による照会、訪問調査をする場合があります。

◆助成金の交付

助成が決定した団体には、申請者の意思を確認の上、指定された預金口座に振り込みます。助成金の振り込みは原則として、6月末までに行います。

◆報告書の提出

助成団体は、助成事業の実施期間終了後2ヶ月以内に、実施した活動が分かるものや写真などを含む完了報告書(会計報告を含む)を提出してください。  
なお、領収書は適切に保管・管理をお願いします。提出後、領収書の確認に訪問しますので、コピーの提出は必要ありません。